

事務連絡
令和6年1月10日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その2の2）について （令和5年11月22日高知県高知市発注工事に伴う死亡事故）

昨年11月22日、高知県高知市発注の開削工法による下水道管の新設工事において、路盤下から岩盤層が確認され、軽量鋼矢板の先行設置が困難であったことから、作業員が重機で岩をはつり、掘削底面（掘削深約3.2m）まで掘削した後、軽量鋼矢板を設置するため、掘削底面の整形作業をしていたところ、側面の岩塊が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋もれ、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・路上から重機で岩盤を取り壊していたが、大型の重機を使用していたため、掘削断面の隅々まで重機による取り壊しができなかったこと。
- ・軽量鋼矢板を直立して設置するため、土留め設置前に掘削断面内に立ち入り、掘削底面の整形作業を実施したこと。

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

開削工法による下水道管の新設工事において、路面より15cm程度から岩盤が確認され、当初設計どおりに掘り進めながら軽量鋼矢板を設置することが困難となった。

そのため、重機の使用により掘削底面（掘削深約3.2m）まで先行掘削し、崩落防止が目的の軽量鋼矢板を後から設置する作業方法とした。

しかしながら、軽量鋼矢板を直立して設置するため、作業員が掘削断面内に立ち入り、電動工具で底面の整形作業を実施していたところ、側面の岩盤が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋まった。

その後、別の作業員により救助され、救急搬送されたが、死亡が確認された。

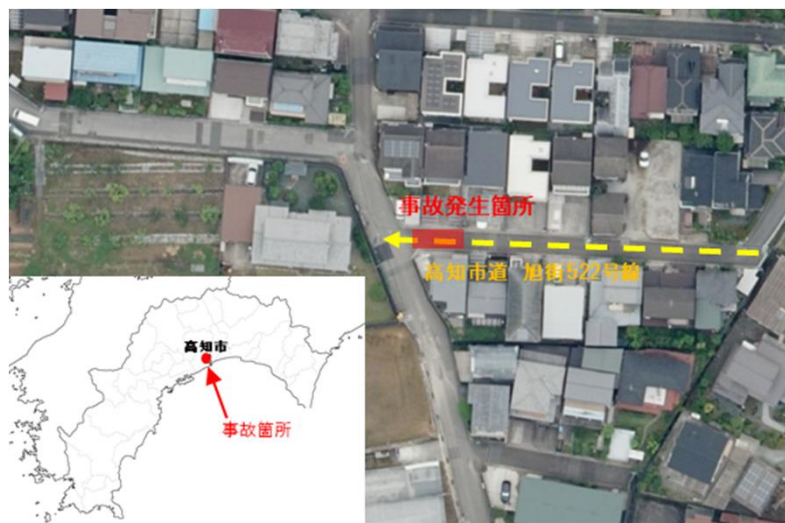
【事故発生原因】

- ・路上から重機で岩盤を取り壊していたが、大型の重機を使用していたため、掘削断面の隅々まで重機による取り壊しができなかったこと。
- ・軽量鋼矢板を直立して設置するため、土留め設置前に掘削断面内に立ち入り、掘削底面の整形作業を実施したこと。

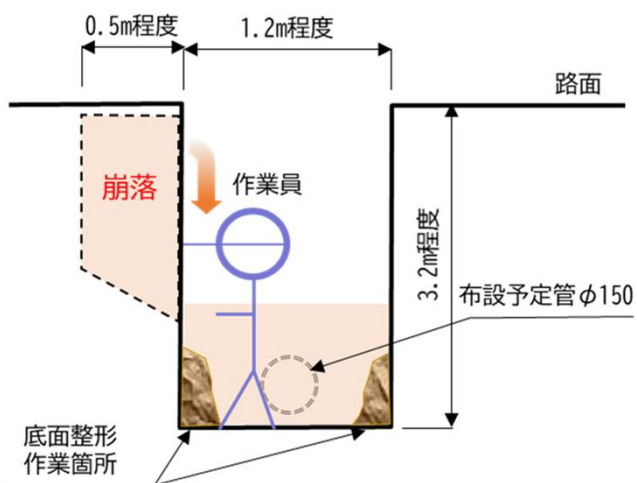
【再発防止策】

- ・軽量鋼矢板が先行設置できない岩盤掘削箇所への対応としては、路上から底面整形作業が可能となる小型の重機を使用し、掘削作業や底面の整形作業は、路上から全て重機で実施する。
- ・掘削完了後に吊り込むだけで安全が確保できるユニット型の土留め製品を使用し、安全が確保された後に作業員が掘削断面内に立ち入ることを徹底する。

【平面図】



【状況図】



【状況写真】



側面の岩塊が崩落し、作業員が埋められた。